

■ 排出抑制計画 1 : ごみの発生抑制と減量の推進

主体	既定計画	施策の実施状況（令和元年度）
①ごみの発生抑制と減量の推進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ものを長く大切に使い、ごみの発生を抑制します。 ・ばら売りや簡易包装の商品、リターナブル容器、詰め替えできる商品を積極的に利用し、容器包装材などのごみの発生を抑制します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出されるごみを抑制し、資源とごみを正しく分別しごみの減量活動を行えるよう、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、たま広報で啓発しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】オフィスで使用する用紙の節減、食品の廃棄の抑制などに努め、ごみの減量化を推進します。 ・資源の自己回収、店頭回収を推進し、拡大生産者責任を全うしてごみの発生を抑制します。 ・耐久性があり再利用、資源化しやすい製品・容器を製造・加工・販売し、長く使用できるよう修理体制の充実に努めます。 ・リターナブル容器、詰め替えできる商品の製造、販売を積極的に推進するとともに、ばら売りや簡易包装を推進し、容器包装材などのごみの発生を抑制します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例では、事業活動に伴う廃棄物については、事業者に対する処理責任を以下のように規定しています。 ①事業活動に伴って生じるごみは、自らの責任で適正に処理する。 ②ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより廃棄物の減量を図る。 ③ごみの減量、適正処理等について、市の施策に協力する。 ・市内事業者が多摩市発行の「事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド」を配布することで、ごみの適正処理・リサイクル活動促進に努めています。 ・詰め替え商品や、ばら売り、量り売り、少量の小分け売りなどを取り入れます。 ・平成28年10月に事業系廃棄物処理手数料の見直しをしました。その効果の継続により引続き事業系ごみの排出量は減少しています。年度末には、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けたと推測されます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの減量について、市民や事業者の意識を高め、行動につなげるための、必要な普及啓発や支援を行います。 ・市民と協働し、学校をはじめとした教育の場で、収集から最終処分までのごみ処理の流れや、発生抑制や資源の有効利用の必要性について学ぶ機会を設け、環境学習の充実を図り、次世代の担い手である子どもたちに循環型社会への取り組みについて啓発します。 ・大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」に基づき、事業系ごみの適正処理と資源化への指導・啓発をさらに推進していきます。 ・小規模事業所に対しては、ごみの排出実態の把握に努め、処理排出指導を強化します。資源に関しても民間の資源化施設での処理が原則ですが、民間の資源化ルートの利用が難しい場合のエコプラザ多摩での資源受入について周知をするなど資源がごみとして排出されないよう指導します。 ・市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行います。 ・ごみの減量や社会状況等により、家庭系・事業系の廃棄物処理手数料の見直しを含めた、減量対策の強化、適正負担について随時、検討します。 ・ごみの減量と分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生では環境学習を学ぶカリキュラムがありますので、ごみや資源について平成20年度から市職員とたまごみ会議メンバーで小学校を訪問し、「環境出前授業」として啓発しています。 ・大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を義務づけています。搬入ごみ検査で不適正な排出があった事業者への立入検査及び指導を実施しています。また、ごみ排出抜き打ち検査を行い事業者が特定できた場合、口頭指導、文書指導、改善命令を用い適切な排出指導を行いました。 ・小規模事業所に対しては、搬出されたごみ収集時等で不適正な排出があった事業者に対して適正処理の徹底について指導を実施し、資源物がごみとして排出されないよう啓発指導を行いました。 ・市内の事業所を対象とし、廃棄物管理者への清掃施設見学会を行い清掃工場等の現場を見てもらい、その実態から事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行う予定であったが新型コロナウイルスの影響があり行えなかったが、ごみの減量や現状を踏まえ一般廃棄物収集運搬業許可業者と協力し、排出事業者に適正な排出を指導・啓発を行いました。 ・事業所の廃棄物管理者への事業系ごみの減量と、適正排出に関する講習会を行っています。 ・事業系の廃棄物処理手数料は平成28年10月に改定しているが、家庭系の廃棄物処理手数料は他市の状況を参考に適正負担の検討を行っています。 ・許可業者の搬入ごみに対し、抜き打ち検査を行い実態把握に努め改善が必要な許可業者、排出事業所に対し「事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド」を用い指導を行いました。

主体	既定計画	施策の実施状況（令和元年度）
②エコショップ・スーパーエコショップの推進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコショップ・スーパーエコショップを積極的に利用します。 ・マイバッグ、マイタンブラーの活用など、ごみの発生抑制を心がけます。 ・市民団体等は、エコショップやスーパーエコショップの普及に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収している店舗への資源物持ち込みを推進しています。 ・バス車内放送などで、マイバッグを持参し、レジ袋の削減に努めるよう啓発しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】レジ袋の有料化や廃止、レジ袋辞退者への特典の実施など、レジ袋削減に取り組みます。 ・エコショップ・スーパーエコショップ認定の取得に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減に向けて、有料化やレジ袋辞退者への特典を実施しています。 ・食品ロスの削減に向けて、ばら売り、量り売り商品の導入に取り組んでいます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコショップ・スーパーエコショップについては必要に応じ、認定項目を精査しつつ、制度の推進によって、マイバッグ運動やレジ袋の有料化、資源の店頭回収、ばら売り・量り売り、詰め替え商品の販売に積極的に取り組むなど、ごみの減量と資源化に一層配慮した店舗を増やします。 ・エコショップ・スーパーエコショップの周知を推進します。また、店頭回収を利用する市民に対しても、資源持ち込みに対するマナー向上のための啓発をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に、実情に合わせた認定項目に見直しを行い、全ての区分のエコショップ認定の更新を行いました。 ・来年度更新に向けて、現在評価項目の見直しを行っています。 ・たま広報を活用し、スーパーエコショップ認定店舗を周知しています。
③食品ロス対策（新規）		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】家庭の食材の在庫確認や生ごみをなるべく出さないよう調理するなど、食材を買いすぎず、使いきり・食べきりを心がけて家庭での食品ロス削減に取り組みます。また、外食時での食べ残しを防ぐよう心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常、家庭内での食品の賞味・消費期限、また購入物等の取扱いを注意し、食品が無駄にならないよう、たま広報、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページなどで食品ロス防止の啓発をしました。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】商習慣の見直しによる発生抑制や食品リサイクルによる資源化など、食品ロスを減らし、食品廃棄物減量の取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会食時では「3010運動」等に協力し、ごみの発生抑制や食品ロスの抑制に努め、食べ残しをなくすための工夫や、食品の過剰除去防止などに努めました。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】市民、事業者に対し、食品ロス削減に向けた啓発を実施し、発生抑制を推進します。また、あわせて食品リサイクルによる資源化を促進し、庁内の関係各課との連携、関係する市民団体への支援などの取り組みを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページなどで外食時などでは、適正な量の注文や食材の買い過ぎ、在庫管理の重要性の啓発を行いました。

■ 排出抑制計画2：ごみの適正処理に向けた分別の徹底

主体	既定計画	施策の実施状況（令和元年度）
①ごみの分別の徹底		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源化可能なものを適正に分別排出することにより、ごみ減量と資源の有効利用を進めます。 ・市民団体等は、資源の適正排出と有効利用に関する啓発に協力します。 ・市民団体等は、市と連携し、地域のごみ問題に関する情報の収集や取り組みの周知、啓発等に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なことから取り組めるための活動方法を、ごみ減量広報紙ACTA、たま広報、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリ、そして各種イベントを通じた啓発を行っています。 ・ごみの分別など、エコプラザ多摩の視察対応や出前授業等において、直接、児童に廃棄物収集の実態と適切な分別方策を伝えています。 ・減量に資する啓発事業やポイ捨ての実態など、市民団体が様々な事業を取り組んでいます。また、ごみゼロデー駅頭啓発キャンペーンをごみ減量推進委員と協働で実施するとともに、転入者へのごみの出し方についての説明を市民団体へ委託事業（協働指定事業）として実施しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】オフィス用紙や段ボール等の紙類を資源として分別して排出します。 ・資源化可能なものを適正に分別排出することにより、ごみ減量と資源の有効利用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動で発生する廃棄物は、法の規定により事業者の責任による処理となることから、事業系ごみ処理の適切な取り組みにおいて、ガイド等の配布により指導をしています。 ・事業所への廃棄物分別ガイドによる3R（発生抑制：リデュース、再利用：リユース、再生利用：リサイクル）の取り組みを促進することでさらなる減量化を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】新たに収集品目の追加など分別がより細分化しているため、啓発周知方法の拡大により、より分かりやすい啓発・指導を行い、分別の徹底を目指します。 ・紙類・プラスチックに関する適正分別について、啓発を強化します。 ・紙パック、アルミつき紙パック、マルチパックなどの紙類については、店頭回収に誘導し、燃やせるごみの減量、資源への混入を防止します。 ・資源の適正排出の推進を図るため、出された資源がどのようにリユース・リサイクルされているかを分かりやすく啓発します。 ・分別の徹底や資源の適正排出、有効利用に関する啓発は、廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ・資源分別ガイド」の配布、「ごみ・資源の収集カレンダー」の戸別配布などを通じた啓発に努めるとともに、集合住宅の集積場において、排出時にも再度確認できるよう分別ポスターを掲示しています。また、祝日を含む月曜日から金曜日の開館時間において、お問い合わせ対応を継続しています。転入者には、両冊子を転入手続き時に渡すとともに、市民団体との協働による市役所ロビーでの説明対応を行っています。 ・エコショップ認定制度を活用し回収量を増やすことで、さらなる資源化に取り組み、ごみ減量を進めています。 ・ごみ減量広報紙ACTAやエコプラザ多摩の見学コーナーにおいて、収集した資源ごみのリサイクル工程等について啓発しています。 ・ごみゼロデー駅頭啓発キャンペーンを廃棄物減量等推進員と協働で実施しています。また転入者へのごみの出し方の説明業務を市民団体と協働で実施しています。

■ 排出抑制計画3：資源の有効利用

主体	既定計画	施策の実施状況（令和元年度）
①資源の有効利用		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルートを積極的に活用します。 ・分別ルールを守った資源の排出に努めます。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正分別や資源集団回収・エコショップなどでの店頭回収等により、ごみ減量と資源の有効利用についての取り組みを推進しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】トレイ、紙パック、アルミつき紙パック、マルチパック、リターナブルびん、新聞などは、店頭回収や販売店回収など民間の回収ルートでの回収を実施します。 ・分別ルールを守った資源の排出に努めます。 ・紙類の資源化を推進します。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じるすべての廃棄物について、事業者に対する処理責任を法に規定しています。 ・清掃工場に搬入された事業系ごみについて、抜き打ち検査を行い、分別ルールを守った資源の排出等について指導を行ないました。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】紙類の資源化への啓発を強化するとともに、インセンティブの付与について検討します。 ・剪定枝等のチップ化、堆肥化などにより、みどりのリサイクルを推進します。落葉堆肥の利用拡大については国等の規制も考慮し、検討します。 ・資源化への誘導を図るため、エコプラザ多摩の受入条件の緩和を検討します。また、資源化した剪定枝等については利用先の拡大等により一層のみどりのリサイクルを推進します。 ・事業系の紙類の資源化推進について、これまで新規会員事業所の入会促進など、オフィス町内会の課題を検討してきました。今後は、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、事業者にとって利用しやすい制度への見直しを商工会議所と連携して検討します。 ・家具の再使用など、粗大ごみの再利用を推進します。 ・民間の資源回収ルートについて、事業者やそれを利用する市民に啓発します。 ・プラスチック回収拠点の設置を実施します。 ・プラスチック以外の品目に関する回収拠点拡充について、コスト等課題もあることから引き続き検討します。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別ガイドや収集カレンダーで啓発するとともに、資源集団回収補助金制度を実施しています。 ・平成27年10月1日から「みどりのリサイクル」を実施し、腐葉土化パック、ガーデンシュレッダーの貸出等を行なっています。 ・剪定枝等の資源化拡大に向けて、チップ化に取り組んでいます。今後も活用方法の拡大を検討していきます。 ・平成27年10月1日から「みどりのリサイクル」を実施し、草枝ごみの持ち込み処理手数料の減免規定除外により資源化施設への誘導を図りました。 ・オフィス町内会については、会員事業所数、回収量とも減少傾向であったため、課題等の検討を行った結果、廃止となりました。 ・リサイクルセンター（エコにこセンター）において、粗大ごみの再利用を実施しています。（令和元年度実績8.25t） ・多摩市公式ホームページにおいて、リサイクルショップの活用方法についてお知らせしています。 ・プラスチック袋に入りきれない大きなプラスチック資源について、平成30年度からエコプラザ多摩で拠点回収を始めました。また、分別ガイドにて市民に周知を図っていきます。 ・プラスチック以外の品目に関する回収拠点拡充については、費用対効果の観点からは難しい状況ですが、引き続き検討していきます。 ・多摩市では、「多摩市グリーン購入推進方針」の理念に基づき、環境に配慮した物品等の購入に努め、その推進を図っています。また、エコショップ制度では、リサイクル商品の取扱いなどを推奨しています。

主体	既定計画	施策の実施状況（令和元年度）
②焼却灰の再利用		
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコセメント製品の活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコセメントを活用したコンクリート二次製品（フェンス基礎・縁石・コンクリート境界ブロック・L型側溝など）を、主に市内の公園や道路舗装、公共建築物の外構工事等、市の発注する公共工事で利用した。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ごみ焼却灰のエコセメント化により、埋立量ゼロを継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの焼却灰のエコセメント化に加えて、平成27年4月1日から不燃残渣から金属等を再度取り出してエコセメントの原料として全量を資源化することにより、埋立量ゼロを継続しています。
③リサイクル活動の支援		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源集団回収等、地域での資源回収に積極的に協力します。 ・市民団体等は、リサイクル活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正分別や資源集団回収・エコショップなどでの店頭回収等により、ごみ減量と資源の有効利用についての取り組みを推進しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】自らリサイクル活動を積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じるすべての廃棄物について、事業者に対する処理責任を法に規定しています。 ・市から排出される機密文書等の古紙は回収業者に委託して溶解処理を行っています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源集団回収について啓発し、その活動を支援します。 ・民間のリサイクル活動を支援します。 ・新規に集合住宅を建設する際の打ち合わせ時に、資源集団回収について積極的に案内し、リサイクル活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収量は減少傾向にあるものの、集団回収の登録団体数に大きな変化はないことから、今後も継続して取り組んでいきます。 ・多摩市公式ホームページにおいて、リサイクルショップの活用方法についてお知らせしています。

■ 排出抑制計画4：生ごみリサイクルの推進

主体	既定計画	施策の実施状況（令和元年度）
①生ごみの減量と堆肥化の促進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】堆肥化など、生ごみの自家処理・共同処理に取り組みます。 ・生ごみの水切りを徹底します。 ・生ごみリサイクルサポーター等は、市と連携して地域での普及に協力します。 ・市民団体等は、市と連携して生ごみの自家処理・共同処理施策の普及啓発に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみリサイクルサポーターと、市と連携して地域や、家庭内での生ごみの自家処理の推進の啓発を行いました。 ・日頃排出される生ごみの水分について、生ごみの重量に影響することから水切りを心掛けました。 ・生ごみ削減は、たま広報、多摩市公式ホームページ、ごみ削減広報紙 ACTA など啓発を実施し、買い物の際は買い過ぎず、使いきり、食べきりなどの啓発を実施し生ごみの排出抑制に努めました。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】事業活動によって生じる生ごみのリサイクルに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い生じる食品ロス、生ごみなどの廃棄物について、その発生排出抑制に取組み適正処理に努めました。 ・事業者には、許可業者を通じて多摩市発行の「事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド」を配布し、ごみの適正処理・食品リサイクル活動促進に努めています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】生ごみ減量について、新たに取り組みを始める市民が増えるよう、また、継続して取り組む市民を支援するよう、効果的なインセンティブ付与等の手段を検討します。 ・生ごみ堆肥置場を確保するなど、地域での生ごみ資源化を支援します。 ・水切りの徹底に関する啓発を継続的に行います。 ・生ごみ処理機器の購入費補助、生ごみリサイクルサポーターの育成・派遣、講習会等、多摩市の居住環境に合った生ごみの自家処理・共同処理に対する支援を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボールコンポストの普及キャンペーンを実施しました。 ・公共住宅建替えなどには、生ごみの自家処理の場所の確保、自家処理から発生する堆肥などを利用する場の設置の要望を行っています。 ・市民団体と「生ごみリサイクルサロン」等を活用し、定期的にも実際に見て話を聞ける場を設けました。 ・ダンボールコンポストモニター募集を行い実際にダンボールコンポストを使用してもらい生ごみの自家処理、堆肥化などを実践してもらいました。 ・ごみの啓発以外の市イベント等でも水切りネット等を配布し、生ごみの減量啓発を行いました。